

第11回食の安全・安心の確保に関する条例検討会 概要版

未定稿

日時：H20.4.18(金)10:00 11:30

場所：議事棟6F601 特別委員会室

出席者：食の安全・安心の確保に関する条例検討会委員（11名）

資料：第11回食の安全・安心の確保に関する条例検討会事項書、資料1三重県食の安全・安心の確保に関する条例案（素案）、資料2「三重県食の安全・安心の確保に関する条例案」素案と、自民・無所属議員団案との対比（規制関係部分）

自民・無所属議員団案 三重県食の安全・安心の確保に関する条例（案）

検討会議事録 概要版

日沖座長：ただいまから第11回食の安全・安心の確保に関する条例検討会を開会。前回の検討会では前文から第三章までの部分において了解を得た。まず、規制関係の第四章及び第五章を除き、第六章、第七章、附則について先に諮りたい。第六章、第七章、附則について意見はないか。

中川委員及びその他の委員：OK

日沖座長：第四章及び第五章について、各会派の意見を伺いたい。まず新政みえから。

舟橋座長：基本的には今までの議論の積み重ねである素案を支持するものであるが、しかし自民・無所属議員団案と大きな隔たりがあるので妥結点を見出すため、もう少し議論する必要があると考える。具体的には、この規制部分には出荷販売の禁止、自主回収の報告、その公表の三点があるが、善意の生産者が自主回収した場合に風評被害を受ける懸念があることなどを考慮し、自主回収の報告をしてもらう必要があるが、公表の規定は削除してもいいのではないかと考えている。その他、細かい条文の修正については、今後議論する。さらに、これまでの条例案(素案)の経緯を振り返ると、三重県人が食するものの安全・安心の確保を図る必要があるということで始まったものであるが、県産食品等の自給率は決して高くない状況であり、他県で同様の条例が制定されているとはいえそれも19～20都道府県においてのこと。そのため国に法整備を求めるといふ付帯決議とともに、三重県議会として意見書を出していく必要がある。これらをセットにすることで、三重県民の食の安全・安心の確保、ひいては日本国民が安全な食を得ることに寄与することができると考えている。以上が新政みえの意見。

中川委員：自民・無所属議員団としては、我が党案を出したところであり、こ

の修正案を議論してもらおうよう希望する。そもそも赤福の問題に端を
発し、当初は理念条例を考えたものの、もう一步進んだ形を作ろうと
いうことになり、パブコメや関係団体のヒアリングを行ったところ、
素案に対して厳しい意見をもらった。それら厳しい意見を踏まえて消
費者の安全安心を確保しつつ、一次産業の生産者の思いも踏まえて、
削除したり付け加えたりして、よりベターなものを作りたいと考えた
次第である。国に対する意見書等については必要があれば対応を考え
ていきたい。しかし、素案には不備があると考えるので、自民・無所
属議員団案を進めてもらいたい。

末松委員：自民・無所属議員団案について会派で検討したが、規制をかけるこ
とについてそもそも議論する必要があるのではないかということになり、
これまでの議論も踏まえつつ、もう一度考えていいのではないか
ということになった。会派の意見として結論が出ていないことは、申
し訳ない。自主回収やその後の規制について、他県の状況も調べなが
ら、さらに検討したい。また、農林水産物が特出しになっていること
は気になるが、これについては国のJAS法や食品衛生法に拠るもの
であり、議論が戻ってしまう。しかし、第二十三条を残すことで、や
はり消費者の保護になると考える。自主回収についてはグレーの部分
に規制がかかっており、第二十四条の第一号及び第二号についてあや
ふやな部分があるので、もう一度話し合いをする中で考えていきたい。
規制条例を設けなければならないかどうかについては結論が出ていな
い。

真弓委員：共産党としては、素案を支持する。もともと三重県が進めている地
産地消をバックアップするところから議論が始まったはず。三
重県民が安心して食べられる三重県産の食をどう担保するか、それを
担保したら消費者にアピールできるということだった。三重の農家を
守っていくため、(規制を)明文化すべきと考える。公表に関わる部分
については、様々な方法が取れると考える。県は、自主回収を速やか
に進めるために支援するという観点が必要だ。

奥野委員：自民党青雲会としては、スタートのときから理念条例か規制条例か
という議論があり、赤福の問題が熱い時であったが、それから数ヶ月
議論を積み重ねてきた。そもそも、時間的制約があったので、もう少
し議論が必要と考える。しかし、議員提案条例はやはり全会一致でな
ければならないと思う。許容範囲の中で規制を設けることも考えて、
また自給率の低さも踏まえて、もう一度原点に戻ってもいいと考える。

今井委員：公明党としては、そもそも赤福の問題があり消費者の信頼を損ねた
ということに対して、三重県の食は安全だとする必要があり、そのた

めには早く制定することが必要だった。しかし、議論も深まり、消費者を保護しつつ、県産食品の供給の拡大も図っていかねばならない。出荷の禁止については（第二十三条）第一項については素案を支持。条文の中で謳うことが必要。農家もすでに危険性があるものは出荷していないという現状もある。規制することで安全だと発信していくことができると思っている。第二項については、検討が必要。自主回収の報告については、現在報告されたものは全部公表するとなっているところだが、もし報告されたもの全てを公表するわけではないとしたら、公表しないものについて県民に不安を与えることになるのではないか。どういったものを報告してもらうべきか、議論して、報告で絞りたい。それによって風評被害を防ぎ、また自主回収の妨げとならないようにすべき。

日沖座長：以上で意見発表をしてもらった。自民・無所属議員団案が提出され自民・無所属議員団はその案でいきたいと、その他の会派は素案の条項に対して具体的な意見があったわけだが、規制条項を含めて考え直すとの趣旨だと承った。これから議論を深めていきたいが、どこから切り口にすべきか。具体的な条項の扱いについて、舟橋委員から意見があると聞いているので伺いたい。

舟橋委員：その前に、自民・無所属議員団案では第二十三条を落としたにも関わらず、第二十四条の自主回収の報告だけを残すのはなぜか。理念条例という割には、なぜここだけ規制が残るのか。

奥野委員：報告は規制か。

末松委員：他県では規制となっている。

中川委員：自主回収の報告について、なぜこれだけ残したかを説明する前に、確認しておきたいことがある。出荷の規制については、出荷というこの文言が非常に微妙であり、農産物等の流通経路がきちんとされていない中で定義が明確でない。それゆえに出荷云々は謳ってはいけない。また、すでに食品衛生法で規制されているものに屋上屋を重ねるもの。「疑い」についてもいろいろな類推解釈ができるもの（であり不適切）。しかし、自主回収を報告することは当然であるから第二十四条は生かすというもの。

小林委員：付け加えて、第二十四条は、第二十三条と関係の深いもの。自主回収（に関する規定）の中で、第二項と第四項は特に風評被害の懸念がある。しかし、第一項及び第三項については、それ程規制に係る部分ではない。

舟橋委員：一定譲歩したつもりであるが、原点である出荷してはならないという規定を落とすと、現実農家は出荷してもいいじゃないかということ

になる。してはいけないけど出してしまったから自主回収するというもの。第二十三条がなかったら、自主回収はあり得ないのではないか。なぜ第二十四条だけ残すのか、私にはよくわからない。

小林委員：第二十四条については、特定事業者や加工という文言が入り、農家に特化していない。今回の議論は赤福の問題が発端となっていることもあり、この条項は残した。しかし、その中で、第二十五条第二項及び第四項は風評被害に繋がるので落とした。

舟橋委員：特定事業者は、加工業者も含めて当然生産者も含まれるもの。第二十三条を抜きにして、第二十四条は語れない。

末松委員：第二十四条の「信頼性の確保」については、議論の余地があると考えている。

前野副座長：これまでの議論を踏まえ、第二十三条については、出荷してよいのか出荷してはならないのか、生産者が自ら判断しなければならない。出荷とは、収穫してから市場へ持っていく間での段階のこと。この間に、現実的に生産者は科学的判断をすることができない。生産者に精神的負担をかけることになる。出荷されて初めて収去され、検査される。そこで駄目なら販売しないというもの。現実的に生産者が判断することは、運用上も不可能。そのような条文を作っても意味がないのではないか。第二十三条と第二十四条は繋がっているというのは疑問。第二十四条は特定事業者として全ての業者を対象としている。まして食品加工業者については残すべきだ。

末松委員：確認だが、「出荷してはならない」については、第二十三条については確かに生産者となっているが、食品衛生法上とJAS法という上位法において出荷してはならないと規定されているので、それで第二十四条では「特定事業者」と加工業者も含めた規定となっていると理解していたのだが。つまり、本来は、第二十三条も加工業者も含めた規定のはずだがそれは食品衛生法等で既に規制されているので、規制されていない農林水産物を規制するというものであり、第二十四条は第二十三条と同様に全ての業者に網をかけるもの、すなわち第二十三条と第二十四条は関連があると整理するのでよいか。

内藤（事務局）：末松委員の言われるとおりであり、加工業者等については食品衛生法で規制されているものであり、農林水産物の出荷については同法で規制されていなかったため、この第二十三条で「生産者」と形としては特出しになっているが、このような規定振りとなっている。

舟橋委員：第五条第一項において「食品関連事業者は、関係法令を遵守して事業活動を行う責務を有する」と理念にあることでもあり、また、当然やっていることをやるだけのことだから、（第二十三条は）規制といえ

ば規制だが理念のようなものだ。

末松委員：第二十四条が必要だというなら、第二十三条は必要になってくると
思われる。

小林委員：第二十四条を主として考えるなら、第二十三条は当たり前のこと。
それならば書かなくてもいいのではないか。

舟橋委員：食品衛生法では出荷を規制していない。収穫から出荷までの、そこ
だけ穴が空いているのを塞ごうというものだ。

中川委員：出荷しないのは当然のことだ。そのような規制をなぜ設ける必要が
あるのか。屋上屋を重ねる必要はない。

末松委員：以前の資料をみると、元々、生産者は食品関連事業者に、農林
水産物は食品等となっていた。戻すことはできないのか。

日沖座長：当初、括弧書きで農林水産物に限る等の規定になっていて、一次産
品をクローズアップするとの議論の中で整理させてもらったもの。例
外的に座長が意見を言わせてもらうが、第二十三条第一項については、
生産者が判断できないというならば、それなら自主回収をするとの判
断もできないということになり、第二十四条は根拠を持ち得ないので
はないか。

真弓委員：生産者が消費者に安全安心な食品を提供するのは当たり前のことだ。
仮に農薬のかかった疑いのある農産物であれば出荷しないということ
で三重県の農家の作るものは安全だということになる。農家は自信を
持って作っていることと思う。そして不安になったら自主回収する
というものだろう。ここを削ったら三重の安全・安心が担保できない。

中村委員：第二十三条の生産者は科学的根拠を持たず、また生産者だけ条文化
されているという意見は理解できるが、第二十四条以降も第二十三条
があって繋がっていくもの。合意を得られるところは合意を得てい
くようにしないと。

奥野委員：要は、規制をするのか規制をしないのかの問題ではないのか。そし
て全体としてつじつまが合うのかを考えなければならない。今はどち
らの方向にも行っていない。理念なのか規制なのか、方向性を決めて
から議論をしないといつまでやっても進展できないだろう。

末松委員：そもそも規制をするかどうかについてもだが、規制をかけることに、
例えば生産者が判断できないと言うことであれば県が判断すればいい
のか、執行部とやり取りしてやれるかどうか、意見を聞かせていた
きたいと提案する。

中川委員：リサイクル条例は不備が大きなものだった。また、条例の効力は
大きい。規制には、規制される側の理解を得る必要があるが、まだ納
得できる段階ではない。条文については完全なものではないが、そのよ

うな部分は削ったものだ。(自民・無所属議員団案で)いいのではないか。

小林委員：規制を作る場合であれば、もう一度生産者団体の意見を聞く必要があるのではないか。第二十三条については、食品衛生法で販売が禁止されているものであり、あり得ないことをさせるのはいかがか。

奥野委員：もう一度、規制に踏み込むべきかどうかを議論することを提案する。

舟橋委員：条文の整理や議論をするのはやぶさかではないが、規制を盛り込むべきかどうか(の段階)まで戻るのはどうかと思う。

日沖座長：自民・無所属議員団案については、規制も含んでいるという整理でよいか。

奥野委員：自民・無所属議員団は、本当にまた戻ることはないのか。これまでの議論の積み上げがあって進んだものだが、今後どういう方向で行くのか決めないと。

中川委員：いろいろな食の問題があり、パブコメや関係団体の意見を聞いて風評被害の懸念もあり、規制を見直すなど県民サイドに立ってベストはどうあるかを考えアクセルを踏んだりブレーキを踏んだりしている。この条例は慎重に扱うべき。

前野副座長：個人的な意見だが、執行部が(条例を)作る場合であれば規制をかけることもできるし、知事が疑いがあるものや違反なものを止めることもできるだろう。しかし議会が作る場合は、そこまで知事にさせるのはいかがか。議会が作る条例はあいまいになりがちだ。個人的には後で問題になることを残すのは問題だと思う。必要であれば執行部に作ってもらえばよい。従って規制のない、理念条例がよい。

真弓委員：「県が何何する」と規定したからといって、県が全てすることはできないから、生産者がいけないものは出さないという議論の中で、前野委員も賛成していたはず。にわかに生産者に負担をかけるのはいけないと言っても、座長としてもどう議論を進めていいか困るだろう。

舟橋委員：座長、副座長に一任し、議長からも意見をもらってはいかがか。

末松委員：自主回収は規制なので、そもそも規制をかけるかどうかはおかしいだろう。また、食の安全安心を守るのは、議員提案条例でも知事提案条例でも同じだろう。

奥野委員：舟橋委員の意見はもっともだと思う。

日沖座長：第六章、第七章及び附則については了解をもらったと整理する。その他の部分は座長に預けていただいた。今日の議論はここまで。